

議案第11号

生涯学習センター条例施行規則中改正について

生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月22日提出

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

生涯学習センター条例施行規則（平成12年横須賀市教育委員会規則第14号）
の一部を次のように改正する。

第1号様式中「代表者 ㊟」を

「代表者 」に改める。

第2号様式中「氏 名 ㊟」を

「氏 名 」に改める。

附 則

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

（提案理由）

市民等が市に提出する申請書に求めている押印について、「押印廃止に向けた押印見直し方針」に基づいて廃止することに伴い、申請書の様式の改正が必要なため。

(指定管理者指定申請書等)

第2条 条例第6条第1項に規定する指定管理者指定申請書は、第1号様式による。

2 条例第6条第2項第2号に規定する規則で定める図書等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款又は寄附行為及び法人の登記簿謄本又は登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (2) 生涯学習センター(以下「センター」という。)の管理に係る収支予算書
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度(以下「申請年度」という。)の収支予算書及び事業計画書並びに前年度の収支決算書及び事業報告書
- (4) 申請年度の前年度の財産目録及び貸借対照表。ただし、申請年度に設立された法人にあつては、設立時における財産目録
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類

(使用料の還付)

第7条 条例第12条第3号に規定する規則で定めるときは、使用料の全額を納付した使用者の都合により使用期日の2月前の日の属する月の末日までにその使用を取り消したときとし、使用料の還付を受けようとするときは、使用料還付申請書(第2号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

2 使用料の還付割合は、既納の使用料の10割とする。

第1号様式(第2条第1項関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

(あて先)横須賀市教育委員会

事業者 所在地
 (法人にあっては、
 主たる事務所の所在地)
 名 称
 代表者



生涯学習センター条例第6条第1項の規定により、横須賀市生涯学習センターの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

団 体 の 形 態

連
絡
先

担 当 者 名

電 話

(事務処理欄)

第2号様式(第7条第1項関係)

使用料還付申請書

(事務処理欄)

年 月 日

(あて先)横須賀市教育委員会

使用団体名

住所

申請者氏名



電話

使用日時	
使用施設	
理由	
還付金額	
備考	